



空き家の所有者などが対象

空家等解体活用補助金

市では、良好で安心な居住環境の形成を促進するため、新たな建築物の整備を前提とした空き家などの解体費用を支援しています。

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)

■「空き家など」とは

原則1年以上使用されていない建築物
※物置などの付属建築物は除く

■対象

- 次のいずれかに該当する個人または法人
- ①空き家などの所有者または相続人(複数人で共有などしている場合は、共有者全員から補助事業実施の同意が必要)
 - ②空き家などの所有者、共有者全員または相続人全員から補助事業実施の同意が得られている人

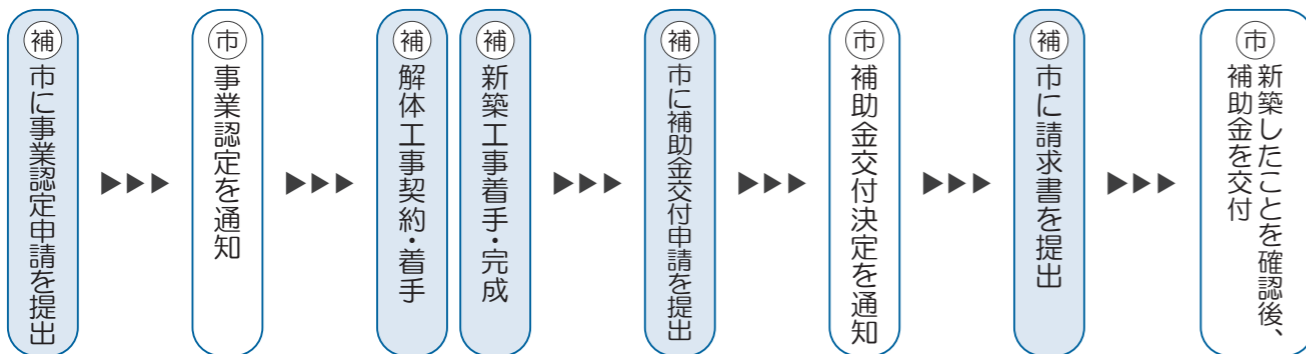
■補助額・上限額

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域または生活サービス拠点区域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円

■認定申請～補助金交付の流れ

建築物の解体工事着手～新たな建築物の完成の工期が長期間になることが想定されるため、工事着手

前に事業内容を審査し認定することとしています。詳しくは新館建築住宅課までお問い合わせください。



補 補助対象者(空き家の所有者など)の手続きなど

市 新館建築住宅課が行う手続きなど

市から事業認定を受ける前に解体工事などに着手した場合、本制度の補助を受けられませんのでご注意ください。

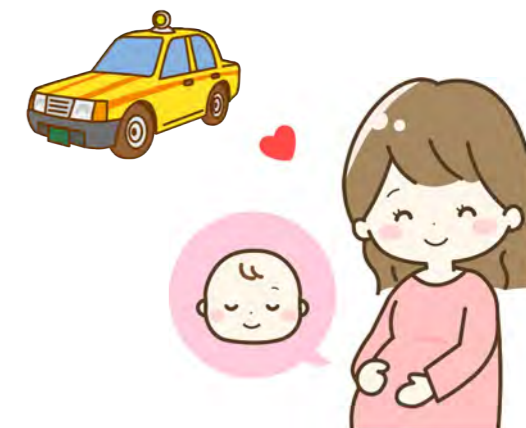
●申請方法などは、市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/sumai_seikatsu/kenchiku_jyutaku/1001152/1014167.html)で紹介しています



安心して出産できる環境の充実を

妊産婦への交通費を支援しています

市では、市内にお住まいの妊産婦に対し、県内の産科医療機関での妊産婦健診や通院・入院にかかる交通費などの一部補助を行っています。



①妊産婦タクシー補助

■補助対象経費

妊産婦健診(産後1カ月健診まで)や通院・入院のために対象となる地区内(*1)の産科医療機関と自宅または出先(市内)との間で利用したタクシーの料金で、1回の乗車(片道当たり)につき3千円を超えた額

*1 対象となる地区…岩手中部(花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)・盛岡(盛岡市、矢巾町、紫波町、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市)・胆江(奥州市、金ケ崎町)・両磐(一関市、平泉町)

②ハイリスク妊産婦交通費等補助

■対象

医療費にハイリスク妊娠管理加算もしくはハイリスク分娩管理加算がされた人、または、これに相当する疾患を有すると医師が認める人で、県内の周産期母子医療センター(*2)に通院もしくは入院している妊産婦

*2 県内の周産期母子医療センター…岩手医科大学附属病院、県立中央病院、盛岡赤十字病院、県立宮古病院、県立中部病院、北上済生会病院、県立磐井病院、県立大船渡病院、県立久慈病院、県立二戸病院

■補助対象経費

妊産婦健診(産後1カ月健診まで)や通院・入院のために周産期母子医療センターと自宅または出先(県内)との間を移動した際の交通費(電車、バス、タクシー、自家用車、有料道路、有料駐車場)、待機宿泊(入院待機または分娩待機)の際の宿泊費・交通費

①②共通

■補助対象期間

母子健康手帳が交付され、妊婦として通院を開

始した日から、通院または入院が終了する日まで
※出産後、自身の加療などのため通院が必要な場合は、産後6週間まで

■補助額

上限5万円

※補助対象経費の累計額

■申請に必要な書類など

▶補助金交付申請書▶補助金交付申請内訳書▶補助金交付請求書▶母子健康手帳▶妊産婦本人名義の振込先口座の通帳▶認め印▶産科医療機関の受診日が記載されている医療費の領収書および明細書▶タクシーの領収書(原則として発着地が記載されていること)▶ハイリスク妊産婦の場合は有料道路・有料駐車場・宿泊費の領収書

※申請書などは母子健康手帳交付と併せて配布するほか、市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kenko_iryō_fukushi/chikiiryō/1011704.html)に掲載しています



■申請時期

出産後、通院が終了または退院した日から6カ月以内

※出産前であっても、補助対象経費が補助額の上限に達した場合は申請できます。詳しくは、健康づくり課までご相談ください

■申請先

健康づくり課(花巻保健センター)、各総合支所健康づくり窓口

【問い合わせ】健康づくり課(☎41-3586)